

障支第603-1号
令和3年9月13日

各障害児（者）施設・事業所管理者 様

埼玉県福祉部障害者支援課長 黛 昭則
(公印省略)

緊急事態措置の延長に伴う感染防止対策の徹底について

各施設・事業所におかれましては、障害福祉行政の推進に御協力を賜り、厚くお礼申し上げます。

さて、令和3年9月9日に国の基本的対処方針が改定され、本県の緊急事態措置を実施すべき期間が9月30日まで延長されました。

各施設・事業所におかれましては、「社会福祉施設等における感染拡大防止のための留意点について(その2)(令和2年10月15日付け厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部障害福祉課ほか事務連絡)(一部改正)」の通知等により、感染防止対策に御尽力いただいているところですが、より一層の感染拡大防止の徹底をお願いいたします。

なお、県のホームページにおいて、感染管理認定看護師による感染防止のためのワンポイントアドバイスや感染防止対策の事例集(COVMAT 派遣事例集)、感染防止対策チェックリストなど掲載しておりますので、感染防止の取組の参考として御活用ください。

(参照 HP 等)

◎ 国(厚生労働省)

◆ 障害福祉サービス等事業所における新型コロナウイルス感染症への対応等について

(https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000121431_00097.html)

○社会福祉施設等における感染拡大防止のための留意点について(その2)(一部改正)

(令和2年10月15日厚生労働省健康局結核感染症課ほか連名事務連絡)

(<https://www.mhlw.go.jp/content/000685933.pdf>)

○障害者支援施設等における感染防止対策及び施設内療養を含む感染者発生時の支援策について (令和3年5月31日厚生労働省健康局結核感染症課ほか連名事務連絡)

(<https://www.mhlw.go.jp/content/000830273.pdf>)

◎県

◆ 通知

- 障害児通所支援事業所における感染拡大防止の徹底について(依頼)
(令和3年9月1日付け障支第565-1号)
- 障害児(者)施設・事業所における感染拡大防止の再徹底について(依頼)
(令和3年9月1日付け障支第567-1号)

◆ 新型コロナウイルス感染症に関する情報

(<https://www.pref.saitama.lg.jp/a0605/coronainfo.html>)

(掲載内容)

- 感染管理認定看護師のアドバイス
- 感染拡大防止のための情報共有メール
- 感染防止対策の事例集(COVMAT 派遣事例集)・チェックリスト

担当 地域生活支援担当

電話 048-830-3317

担当 施設支援担当

電話 048-830-3356